

# 医療費控除は 領収書が提出不要となりました

明細書を作成して  
提出すればOK！！

## 改正の ポイント

平成30年度の申告から、領収書の提出の代わりに  
「医療費控除の明細書」の添付  
が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成30年度から令和2年度までの申告は、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 医療費控除の明細書の記載例

高槻太郎さんの例

(生計が同じ妻：花子さん)

高槻太郎さんが受けた医療

2月18日 ■■病院 診療 6,000円…①

5月28日 ■■病院 診療 3,400円…①

▲▲薬局 医薬品 700円…②

高槻花子さんが受けた医療

9月13日 ○○医院 診療 3,300円…③

医薬品 1,100円…③

- ・医療を受けた人
  - ・病院、薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

年分 医療費控除の明細書  
( 年 1月1日から12月31日までの支払い分)  
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

現住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

**1 医療費通知に関する事項**  
医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。  
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。  
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 円(ア)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 円(イ)	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 円
------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

**2 医療費(上記1以外)の明細**  
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円

### 2 医療費控除(上記1以外)の明細 欄の書き方

	(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
①	高槻 太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円	円
②	同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	700 円	円
③	高槻 花子	○○医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400 円	円

※医療費控除の明細書は高槻市ホームページからもダウンロードいただけます。

## 医療費控除の対象範囲

★本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が対象です。

	医療費控除の対象	医療費控除の対象外
通院・入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院の対価として支払う食事代や部屋代</li> <li>・通院や入院のための交通費(原則公共交通機関の利用のみ)</li> <li>・通院のための付添人の交通費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら希望して利用した個室等の差額ベッド代</li> <li>・入院時の身の回り品代(寝巻き、洗面具等)</li> <li>・通院のために使った自家用車のガソリン代、駐車場代</li> <li>・通院のために使ったタクシー代(やむをえない事情を除く)</li> <li>・親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼</li> </ul>
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の処方箋により薬局で購入した医薬品</li> <li>・病気や怪我の治療のために、病院へ行かず薬局で購入した医薬品(例 風邪薬等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した医薬品(ビタミン剤など)や漢方薬</li> </ul>
治療・検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療のためのマッサージ、はり、きゅう、柔道整復師の費用</li> <li>・かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防注射の費用</li> <li>・健康診断(人間ドッグ等)の費用</li> <li>※重大な疾病が見つかり、治療を受けることになった場合は医療費控除の対象となる</li> <li>・メガネ、コンタクトレンズを買うための眼科医で受けた費用</li> </ul>
歯科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虫歯の治療費、インプラント、入れ歯、義歯、金歯の費用</li> <li>・発育段階にある子どもの歯列矯正の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入れ歯安定剤の購入費用</li> <li>・美容目的の歯を白くするための歯科医による処置費用、歯列矯正の費用</li> </ul>
出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の定期検診費用、出産費用(出産育児一時金は差引く)</li> <li>・助産師による分娩の介助料</li> <li>・不妊治療にかかる費用</li> <li>・未熟児の入院費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産時に呼び寄せた親族の交通費</li> <li>・出産時に頼んだ子どもの世話代</li> </ul>
介護関係	<p>老人福祉施設や居宅サービスの事業者が発行した領収証において「医療費控除の対象となる金額」に記載されたものが原則対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設や居宅サービスでの日常生活費や特別なサービス費用</li> <li>・福祉用具の貸与の費用</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりの人の紙おむつ代(医師が発行したおむつ使用証明書の添付又提示が必要)</li> <li>・レーシック手術の費用</li> <li>・義手、義足、松葉杖等の購入費用(医師等による診察を受けるために直接必要なものに限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常のメガネ、コンタクトレンズの購入費用</li> <li>・補聴器(ただし、医師等による診察や治療を受けるために直接必要なものは除く)</li> <li>・診断書等の文書交付料</li> <li>・健康食品、サプリメント、栄養ドリンクの購入費用</li> </ul>